

第6回貴族院多額納税者議員通常選挙の当選者と会派

西尾 林太郎

要旨

旧来の通常選挙と異なり、第6回多額納税者議員通常選挙の有権者数は705から6,600に増え、1道3府15県すなわち19選挙区は2人区となった。研究会はじめ貴族院の各会派は従来にも増して会員数の拡大のため、この選挙に介入した。このため、この選挙は従来の馴れ合い選挙から、一気に政党主導の選挙となった。2院制の下で上院を動かすために、貴族院に自派勢力を扶植することは政党勢力にとって必要不可欠であった。最大会派・研究会は与野党に依存しつつも、政府に働きかけ、政府主導で繰り上げられた当選者に対する所属会派の斡旋により、当選者の半数を会員として確保したのである。

はじめに

微温的と揶揄された、大正14(1925)年の貴族院改革であった。これは大正13(1924)年12月から翌年3月にかけて開催された第50議会における貴族院の審議を経て実現したものである。その中で最も大きな改革は、院の構成における有爵議員の優位性の排除と多額納税者議員の定員拡大そして学士院議員の新設である。有爵議員すなわち華族議員は互選有爵議員である伯・子・男爵議員合わせて16名が削減されたのに対し、多額納税者議員の定員は19増えて66となり、新設の学士院議員の定員は4名であった。貴族院全体では7名の増員である。また多額納税者議員選出の有権者は705から6,600へと数的にも大きく拡大された。

言うまでもなく、有爵議員を含む互選議員の通常選挙＝総改選は7年ごとに実施される。来る通常選挙—第6回多額納税者議員通常選挙は、大正14年に実施される予定であった。しかるに第50議会で成立した改革関連法令すなわち貴族院令(改正大正14年勅令174号)、「貴族院令第6条ノ議員選挙ニ付衆議院選挙法中罰則ノ規定準用ニ関スル法律」のそれぞれの附則には大正14年の通常選挙から施行と定められていた。いわば、この改革は直近の第6回通常選挙に向けての改革であった。

こうしてみると大正14年の通常選挙は改革後最初の選挙であったという意味で、重要である。特に多額納税者議員については定員の4割増、有権者の9.4倍増という極めて大きな改革が加えられた。この多額納税者議員選挙はどのように行われ、選出すなわち互選された議員は改革後初の議会でどのような姿勢で臨もうとしていたのか。しかし、管見の限りでは、第6回多額納税者議員選挙やそれに関連する研究は私自身のものを除けば全くないようである¹⁾。本論文では、この選挙の当選者を巡り貴族院各会派がどのように動き、当選者がどのような経緯で貴族院の諸会派に入会するに至ったか、明らかにしてみたいと思う。

1. 多額納税者議員と会派

言うまでもなく、貴族院にはいくつかの会派が存在した。議席に着くことがほとんど無かった皇族議員や大半の公・侯爵議員を除き、多くの議員は何れかの会派に所属して議員活動をした。

大正14年9月10日現在、その会派には研究会、公正会、交友倶楽部、茶話会、同成会、無所属派があった。研究会は伯爵・子爵議員中心の会派で、伯爵議員の全員と殆んど全員の子爵議員が所属した。最大会派で貴族院の動向を左右した会派である。桂園内閣期には院内で茶話会と組み、山県一桂系官僚勢力の一角を支えた。原内閣成立後、研究会は政友会と連携し、院内では交友倶楽部と行動を共にした。公正会は男爵議員の団体で、大正期半ばに、研究会ほか各会派に分属していた男爵議員を糾合して組織され、反政友会・親憲政会の動きが顕著であった。交友倶楽部は政友会系の勅選議員中心の会派である。茶話会は元山県系官僚であった勅選議員の会派で、同成会は憲政会系の勅選議員の会派である。

では、多額納税者議員についてはどうか。第2回・第3回総選挙の直後に当選者たちによって新会派が結成されたことがある。朝日倶楽部、丁酉会、実業倶楽部がそれであるが²⁾、実業倶楽部を最後に、その後多額納税者議員による独自の会派が組織されたことはない。

それではこうした当選者はその後どのような会派に入ったのであろうか。以下の表1は今回の選挙における66名の当選者をその属性と共に表にしたものである³⁾。「納税額」は直接国税納税額、次の「順位」は各道府県毎の直接国税納税額の順位である。15/200は200人の有権者中直接国税の納税額が第15番目であることを示すものである。また、「党派」の欄に「政友」とあるのは政友会、同じく「憲政」は憲政会、「本党」は政友本党、「実業」は実業倶楽部、「新」は初当選、「再」は再選である。「会派」の欄であるが貴族院の会派であり、「研究」とあるのは研究会、「交友」は交友倶楽部、「同成」は同成会、「公正」は公正会、「無」は無所属派、「純無」は会派に属さないことをそれぞれ表す。

〈表1〉第6回多額納税者議員通常選挙当選者

道府県	氏名	住居	年齢	職業	納税額	順位	党派	会派
北海道	高橋直治	小樽市	69	海陸物産商	9,271.670	15/200	政友新	研究
北海道	金子元三郎	小樽市	56	海陸物産商	9,713.720	12/200	憲政新	研究
青森県	鳴海周次郎	西津軽郡車力村	38	銀行頭取	4,896.160	18/100	本党新	交友
岩手県	瀬川弥右衛門	稗貫郡花巻町	32	農業	9,680.234	1/100	無新	無
宮城県	伊沢平左衛門	仙台市上杉山	63	酒造業	17,144.910	1/100	政友新	研究
秋田県	土田万助	平鹿郡館合村	56	農業	23,005.880	2/100	憲政再	同成
山形県	工藤八之助	西村山郡高松村	54	農業	5,915.510	25/100	政友新	交友
福島県	吉野周太郎	信夫郡野田村	54	農業	5,967.990	6/200	政友新	研究
福島県	橋本万右衛門	郡山市	59	商業	1,155.840	159/200	憲政新	同成
茨城県	浜平右衛門	新治郡石岡町	45	醤油醸造業	3,897.920	18/200	憲政新	同成
茨城県	高柳淳之助	行方郡要村	45	株式売買業	1,726.410	73/200	政友新	純無
栃木県	津久居彦七	安蘇郡佐野町	71	綿糸販買業	4,294.340	12/100	憲政新	同成
群馬県	本間千代吉	佐波郡赤堀村	37	農業	5,993.510	8/100	憲政新	研究
埼玉県	斎藤安雄	大里郡中瀬村	56	銀行重役	1,105.200	162/200	政友新	純無
埼玉県	斎藤善八	南埼玉郡岩槻町	59	呉服商	3,912.310	23/200	憲政再	同成
千葉県	鶴沢宇八	香取郡佐原町	58	商業	1,179.150	84/100	憲政新	研究
千葉県	浜口儀兵衛	海上郡銚子町	51	醤油醸造業	110,573.780	1/100	無再	研究

道府県	氏名	住居	年齢	職業	納税額	順位	党派	会派
東京府	山崎亀吉	日本橋区通二丁目	54	貴金属商	22,331.140	13/200	無新	研究
東京府	津村重舎	日本橋区通二丁目	55	買薬商	22,879.690	14/200	憲政新	研究
神奈川県	小塩八郎右衛門	中郡相川村	60	農業	6,241.593	17/200	政友新	交友
神奈川県	左右田喜一郎	横浜市南仲通	44	銀行重役	10,704.000	9/200	憲政新	研究
新潟県	斎藤喜十郎	新潟市	61	会社員	6,786.440	32/200	憲政新	研究
新潟県	五十嵐甚蔵	北蒲原郡笹岡村	52	農業	17,700.840	11/200	憲政新	研究
富山県	高広次平	西砺波郡福岡町	40	金銭貸付業	6,769.500	8/100	憲政新	同成
石川県	横山章	金沢市高岡町	51	鉱業	4,326.230	9/100	無再	研究
福井県	森広三郎	今立郡国高村	60	機業	2,215.150	24/100	無元	研究
山梨県	若尾謹之助	甲府市山田町	43	銀行業	31,683.570	1/100	無新	研究
長野県	今井五介	諏訪郡平野村	66	会社重役	10,348.090	10/200	無再	研究
長野県	小林暢	更級郡信田村	46	銀行重役	1,381.620	140/200	政友新	研究
岐阜県	長尾元太郎	武儀郡菅田町	51	農業	4,294.790	9/100	憲政新	同成
静岡県	尾崎元次郎	静岡市	55	林業	1,741.840	71/200	無新	無
静岡県	中村円一郎	榛原郡吉田村	58	商業	6,528.234	4/200	無再	研究
愛知県	森本善七	名古屋市	70	小間物商	7,348.490	17/200	無新	無
愛知県	磯貝浩	名古屋市	61	魚問屋業	1,957.835	174/200	憲政新	同成
三重県	小林嘉平次	一志郡雲出村	49	農業	2,487.080	42/100	無新	無
滋賀県	吉田羊治郎	犬上郡高宮町	56	銀行頭取	4,072.840	21/100	政友新	純無
京都府	田中一馬	下京区新町通	48	会社員	7,406.640	29/200	無新	公正
京都府	風間八右衛門	葛野郡桂村	46	農業兼塩醬油販売業	8,192.930	25/200	本党新	純無
大阪府	田村駒治郎	大阪市東区安土町	59	会社員	18,700.200	21/200	実業新	研究
大阪府	森平兵衛	大阪市南区順慶町	51	化粧品買薬商	15,035.370	28/200	無新	研究
兵庫県	岡崎藤吉	神戸市	69	会社員	38,426.010	4/200	無新	研究
兵庫県	田村新吉	神戸市	62	貿易業	6,582.210	51/200	憲政新	同成
奈良県	北村宗四郎	吉野郡上市町	55	酒造製材林業	6,624.360	7/100	無新	研究
和歌山県	西本健次郎	和歌山市	59	請負業	41,826.540	1/100	無新	研究
鳥取県	奥田亀造	岩美郡大岩村	53	漁業	11,353.740	3/100	憲政新	研究
島根県	糸原武太郎	仁多郡八川村	38	農業	8,535.480	8/100	本党新	研究
岡山県	佐々木志賀二	岡山市	43	地主	2,346.730	57/200	政友系新	研究
岡山県	山上岩二	岡山市	40	米穀取引所理事長	3,171.570	38/200	政友新	純無
広島県	松本勝太郎	呉市	51	請負業	14,107.200	6/200	無新	無
広島県	森田福市	広島市	35	請負業	17,393.486	4/200	政友新	交友
山口県	林平四郎	下関市	68	商業	4,547.600	13/100	政友新	交友
徳島県	三木与吉郎	板野郡松茂村	50	商業	8,604.740	3/100	無再	研究
香川県	山田恵一	木田郡前田村	52	工業	8,982.080	7/100	無新	交友
愛媛県	八木春樹	今治市	54	工業	4,082.030	14/100	憲政新	同成
高知県	宇田友四郎	高知市	65	会社員	3,292.730	6/100	憲政新	研究
福岡県	吉原正隆	三潞郡大川町	44	農業	3,924.810	46/200	政友新	研究
福岡県	太田清蔵	福岡市	62	会社員	18,419.190	3/200	政友新	交友
佐賀県	石川三郎	小城郡砥川村	44	農業	1,356.420	59/100	本党新	研究
長崎県	沢山精八郎	長崎市南山手町	70	会社員	3,390.050	21/100	本党新	研究
熊本県	坂田貞	八代郡植柳村	62	農業	4,174.290	37/200	本党新	交友
熊本県	沢田喜彦	八代郡吉野村	51	金銭貸付業	4,001.750	40/200	憲政新	同成
大分県	平田吉胤	下毛郡城井村	59	農業	1,665.990	62/100	憲政新	同成
宮崎県	高橋源次郎	南那珂郡飢肥町	58	商業	8,862.860	6/100	本党再	研究
鹿児島県	藤安辰次郎	鹿児島市	63	商業	5,049.110	17/200	本党新	交友
鹿児島県	奥田栄之進	日置郡串木野村	61	農業	909.160	139/200	本党新	純無
沖縄県	大城兼義	那覇市	54	商業	3,961.370	5/100	本党新	同成

出典：織田正誠編『貴族院多額納税者名簿』（大洋堂出版部、大正15年刊、全669ページ）のデータを元に作成

66名の当選者を党派別に見ると、憲政会 26、政友会 17、政友本党 11、中立 11、実業倶楽部 1である。それぞれの党派からその後いかなる貴族院の会派に属するようになったか。党派→会派という具合に表すと次のようになる。

憲政会 26 → 同成会 12、研究会 9、無所属派 5

政友会 17 → 研究会 7、交友倶楽部 6、純無 4

政友本党 11 → 研究会 5、交友倶楽部 3、純無 2、同成会 1

中立 11 → 研究会 10、公正会 1

実業倶楽部 1 → 研究会 1

これを表にしたのが以下の第2表である。

〈表2〉第6回多額納税者議員通常選挙当選者党派別会派所属

	研究会	公正会	交友	茶話会	同成会	無所属	純無	計
憲政	9	0	0	0	12	5	0	26
政友	7	0	6	0	0	0	4	17
本党	5	0	3	0	1	0	2	11
中立	10	1	0	0	0	0	0	11
実業	1	0	0	0	0	0	0	1
計	32	1	9	0	13	5	6	66

この表によれば、当選者の大半が研究会と同成会に所属していることが明らかである。すなわち、当選者の68パーセントがこの2つの会派に所属することになった。研究会は最大会派であるということ⁴⁾、同成会は与党系の会派ということがそうなった理由なのかもしれない。すでに述べたように同成会は憲政会系の勅選議員中心の会派であったし、無所属派は反研究会色の強い会派であった。従って憲政会ないしは憲政会系の当選者が同成会や無所属派に入会することは極めて自然である。

これに対し、原内閣以来政友会と政治的に近かった研究会に憲政会ないしは憲政会系の当選者が9名所属するに至ったことは自然ではないように思われる。この点については今指摘するにとどめ、後程考えてみたい。政友会系の当選者の大半が研究会と交友倶楽部に分かれたのは、原内閣以来の研究会とのパイプの存在と交友倶楽部はもともと大政友会時代の政友会系勅選議員の団体であったことから、容易に理解できる。中立派のほとんど全員が研究会に入ったのは、政治的態度を決めかねていた候補者と当選者が、同会が最大会派であるという理由で決断したのであろう。

さて、以下の表は大正14年7月（有爵互選議員選挙）および9月（多額納税者議員選挙）に実施された通常選挙において、それぞれ当選した互選議員が最初に迎えた議会である、第51議会開院式当日の各会派における各種別人数表である。この表3における交友とは交友倶楽部のことであり、占有率は各会派の総人数に占める多額納税者議員の割合である。

(表3) 第51議会召集日における貴族院党派別人数 (皇族議員を除く)

	研究会	公正会	交友	茶話会	同成会	無所属	純無所属	計
公・侯爵	10	0	0	1	1	8	26	39
伯爵	18	0	0	0	0	0	0	18
子爵	66	0	0	0	0	0	0	66
男爵	0	66	0	0	0	0	0	66
勅選	27	0	31	26	14	13	8	119
多額	32	1	9	0	13	5	6	66
学士院	0	0	0	0	0	1	3	4
計	153	67	40	27	28	27	43	385
占有率	20.9	1.5	22.5	0	46.4	18.5	14.0	17.1

出典：衆議院・参議院編刊『議会制度70年史・政党党派編』43～48ページの党派別氏名一覧による

第51議会が開会された大正14年12月の時点で、多額納税者議員のほぼ半数が研究会に入会している。そしてその残りのほぼ4割が同成会に入っている。その結果、与党憲政会系の元官僚による党派である同成会のほぼ半数が、多額納税者議員で占められるに至った。言うなれば同成会は今回当選した多額納税者議員によって辛くも院内交渉団体としての資格要件である25名を充足できたのである。

さらにそれ以前の会期における貴族院と比べてみる。ここでは原内閣の下での第43特別議会(大正9年7月召集)を取り上げることにしたい。大正14年の貴族院改革以前で先の51議会に最も近く、各党派に所属する議員が明らかであり、したがって各党派の人数が正確に把握できるからである。この時点では無所属派(正確には第3次無所属派)は発足していない⁵⁾。

(表4) 第43議会召集日における貴族院党派別人数 (皇族議員を除く)

	研究会	公正会	交友	茶話会	同成会	無所属	純無所属	計
公・侯爵	6	0	0	0	1	-	41	48
伯爵	20	0	0	0	0	-	0	20
子爵	71	0	0	0	0	-	0	71
男爵	10	62	0	0	0	-	0	72
勅選	19	3	29	40	22	-	11	124
多額	17	0	15	8	7	-	0	47
学士院	-	-	-	-	-	-	-	-
計	143	65	44	48	30	-	52	382
占有率	11.9	0	34.1	16.7	23.3	-	0	12.3

出典：衆議院・参議院編刊『議会制度70年史・政党党派編』4～9ページの党派別氏名一覧による

第43議会では無所属派という党派が存在せず、両議会を比較することは厳密性を欠くが、大体の傾向を見ることは可能である。因みに多額納税者議員に限って言えば、占有率において大きな違いがある。第43議会→第51議会という具合に示すと、研究会では11.9%→20.9%、交友倶楽部34.1%→22.5%、茶話会16.7%→0%、同成会23.3%→46.4%であり、まったく党派に所属しない議員の集団すなわち純無所属については0%→14.0%ということになる。研究会と同成会における多額納税者議員の占有率が大きく増大している。これに対し、交友倶楽部と茶話会ではそれが大きく縮小している。元山県系官僚集団でもある茶話会

に至っては多額納税者議員の会員数はゼロである。

それにしても、なぜ研究会と同成会がこのような多額納税者議員の占有率の上昇を見たのであろうか。それは両会派が共に政府に対して、新たに当選した多額納税者議員候補者への「配属」に向けての働きかけをしたからである。第51議会の招集を1か月後に控えた、大正14年11月21日付『東京朝日』夕刊は「多額議員の配属問題、政府の尽力で近日中に決定」と見出しを付け、次のように報じている。

多額議員の配属問題並びにこれに関連して同成、茶話、無所属三会派の合同問題に関しては政府は先に加藤首相以下若槻、江木、岡田の各相が先頭に立って種々尽力する所あったが、最近に至り茶話会の合同加入全く見込みが無くなったので次善の策として同成、無所属だけでも合同せしめやうと引続き骨を折つて居た、しかるに四囲の事情からこの両会派の合同も又絶望となつて来たので政府は遂に手を引き、それぞれの会派に多額議員を配属せしめて先ず交渉団たるの資格を得せしめることに努力しその上で他日気運が熟したならば合同問題を促進させやうといふことになり多額の割り当てを急いでいる、その結果は兩三日後でなければ確定しないが、政府の見る所では最初の見込み通り研究会には二十五名ないし三十名を斡旋し一方同成無所属の両会派へも交渉団体に必要なる員数を送り込む見込みがあると言っているといふ、政府がかくのごとく予定の筋書通りに多額問題を運んだのは非常な成功として貴族院方面でも歓迎している向きが多い⁶⁾。

この記事によれば、加藤高明内閣は、反政友・反研究会の姿勢をとってきた、貴族院の少数派である同成会、茶話会、無所属派の3会派を合同させようとした。ところが、茶話会がこれに応じなかったため、同内閣は同成、無所属の2会派に多額納税者議員の所属先を斡旋し、とにもかくにも、それぞれ交渉団体としての資格を維持させようとしたのである。

表3「第51議会招集日における会派別人数」の「多額納税者議員」の欄の数字はこの報道が正確であることを示している。茶話会への配属斡旋はなかったようであるが、それは3派合同という政府の方針を拒否した懲罰なのであろうか。ともかく、同会は前回の多額納税者議員通常選挙直後の第43議会と比べ、第51議会では多額納税者議員の在籍はなく、会員数は48から27へとほぼ半減してしまった。

これに対し、研究会は会員数を143から153に増やしている。すでに触れたように、伯爵・子爵議員中心の同会にとって改革による有爵議員定数1割削減は痛かったであろう。同会の場合、伯爵議員と子爵議員とを合わせた削減数は8である。また一時的にせよ親和会騒動の余波で20名余りの男爵議員がほぼ2年の間研究会に席を置いていた。その大半が今回の通常選挙を機に公正会に戻った⁷⁾。同会幹部にしてみれば、この30に近い議席減をできるだけ多額納税者議員の入会で補充したかったのではなかったか。

ところで、8月上旬に青木と並び称される研究会の領袖水野直が第2次加藤高明内閣の陸軍政務次官に就任し、「世間をあつといは」⁸⁾せた。周知のように原内閣成立以来、高橋内閣、加藤友三郎内閣そして清浦内閣と歴代の内閣を、研究会は政友会ないしはその分派である政友本党とともに支え、政府は領袖の水野に対し希望すれば大臣のポストを提供することもやぶさかではなかったといわれた⁹⁾。その水野が「ノコノコ政務次官を買って出た背後」には「9月10日の多額議員選挙」がある、と『読売』は報じているが¹⁰⁾、水野、青木が加藤首相や

若槻内相に当選者の研究会入会斡旋を依頼しているのは後に見るとおりである。

ともあれ研究会は、前回の総選挙にも増して今回の選挙に熱心に関わった¹¹⁾。例えば牧野忠篤（子爵、旧長岡藩主家）ら同会幹部たちが地方回りをして候補者を応援するとともに当選後研究会への入会を勧めた¹²⁾。また、9月8日午後、緊急常務委員会を開催し、①全ての当選者に祝電を出す、②全ての当選者に対し速やかに入会勧誘状を発し、勧誘文は牧野、青木、八条に一任、③「9日夜より10日にかけて全国に適當の会員を特派し極力入会を勧誘せしむることとし、特派員の氏名並びに行先地は9日午後発表すること」の3点が決められた¹³⁾。ちなみに子爵議員で備前池田家の一門である池田政時は9月10日午後に岡山に入り、無所属・中立を標榜した佐々木志賀二に対して研究会への入会を勧めていた¹⁴⁾。

それにしても、互選人すなわち有権者数の大幅な増加という現実の前に、政府＝与党や野党の地方における政党組織によらなければ、地方に足場を持たず選挙活動もままならない、貴族院各会派が、各道府県における選挙に対して有効な活動と成果を挙げることは不可能であろう。研究会は政府＝与党や野党を通じて親研究会の候補者や当選ラインにある候補者の青田刈りをしたのである。ちなみに9月29日に、研究会の近衛、小笠原、青木、水野、牧野、八条の6名の常務委員が料亭「新喜楽」に、加藤首相、若槻内相、安達通相、太田警視總監、川崎内務次官らを招待して、「多額議員選挙および研究会入会に関し尽力してもらった謝礼の宴」を開いている¹⁵⁾。また、10月3日、小笠原、青木、牧野、水野は築地の料亭「とんぼ」に床次、小橋、川村、大麻ら政友本党幹部を招待し、多額納税者議員選挙での協力について謝礼の宴を設けたのである¹⁶⁾。このように研究会は、政府＝与党さらに野党でありかつての提携の相手である床次ら政友本党の協力を得て、多額納税者議員の獲得に乗り出していたのである。

では、他の会派はどうであったか。選挙戦たけなわの8月28日、交友倶楽部は政友会と政友本党に呼びかけ、東京芝の「三縁亭」に選挙後における政友—政友本党系当選者の会派所属について協議会開催を開催した。交友倶楽部から鎌田栄吉、和田彦次郎、南弘、安楽兼道、岡喜七郎、中村純九郎が出席し、政友会からは岩崎総務委員、前田米蔵幹事長、山口恒太郎幹事といった幹部が、政友本党から小橋一太総務委員、松浦五兵衛幹事長、中村啓次郎幹事と、これまた幹部がそれぞれ出席した。冒頭、鎌田は、両党の候補者や支援候補者が当選した際、研究会と交友倶楽部とで折半することを提案した。

これに対し両党の代表ともいうべき二人の総務委員から、再選の場合は元の会派に所属することになるだろうが、新選の場合は本人と議員の「所属支部」および本部の幹部の三者協議によることになるだろう、との回答がなされた¹⁷⁾。交友倶楽部は結局、元々は一つであった二つの友党からの協力を取り付けることができないうまま、9月10日を迎えることになる。選挙後の9月14日、今度は水野錬太郎が青木信光をその自宅に訪ね、当選者の会派所属について研究会との調整の可能性を打診している¹⁸⁾。

他方同成会は、政府＝憲政会が研究会と結びつつあることに対し「政府は多年の政敵たる研究会と手を握つたうえにその多額議員〔選挙—引用者注〕までも同成会を袖にして研究会に便宜を計る模様が見えて来た」¹⁹⁾として、同会は政府に対し不満を持ちつつ、研究会と多額納税者議員獲得をめぐる「激烈な競争」²⁰⁾を繰り広げていた。

こうして、幹部の尽力はもちろんであるが、加藤首相ら政府＝与党そして野党政友本党の

協力によって、研究会は32名という大量の入会者の確保を可能としたのである。

2. 新会派樹立の試みと研究会

開票の熱気がまだ冷めやらぬ9月11日、兵庫県選出の岡崎藤吉が、大阪府選出の森平兵衛や京都府選出の風間八左衛門、同田中一馬に働きかけて、多額納税者議員による独自の新会派立ち上げを全国の当選者に対し呼びかけた。

岡崎は一代で岡崎汽船を築き上げ、日清戦争では軍の輸送の一部を請負って、財を成した。大正6（1917）年には神戸岡崎銀行を設立して金融業に乗り出し、京阪神を代表する財界人のひとりとなった。彼は政治的には無所属であったが²¹⁾、この時に新会派設立を策した背景や目的は判然としない。

岡崎、森、田中そして大阪府選出の田村駒治郎の4名は新会派立ち上げについて必ずしも意見の一致を見たわけではなかったが、とりあえず各府県の当選者に宛て連名で「我等多額納税者議員結束の上是非新団体を組織したし規制団体への御入会のこと暫く御見合せを乞ふ」²²⁾との電報を發した。

この間の事情について田中一馬は次のように述べる。

今度選出された私達は11日京阪神の仲間が会合して規制の会派に加入するか否かを話し合ってみたのであるが、兎に角京阪神の者達は先ず同一の歩調をとつて進むと云うことになった、既成会派の内容などは始めての我々には十分理解が無いわけだから内容も知らずに加入するのは無謀の話してこの際既成会派への加入は一同見合わせることにし、他府県の同僚にも京阪神の名でこれが勧誘の意味を通牒した筈である、凡ての世話には神戸の岡崎、田村両君の手でやつてくれて居り、京都の風間君も同意見でした、既成会派へ加入の勧誘は牧野子始めその他から再三交渉を受けましたが、私は前の述べた通り同僚と相談の上決する心算です²³⁾。

田中がここに述べるように、研究会は牧野忠篤を始め幹部を9月上旬に全国に派遣し、研究会への入会を候補者に対し働きかけている²⁴⁾。これは他の会派も同様であった。一時的な入会であったとはいえ20名余りの男爵議員が一斉に公正会に移った後である。研究会幹部は多額納税者議員の大量の入会を希望していたし、当選者に対する入会の勧誘を続けていた。しかし、開票後1週間近く経過しても新たにそして正式に入会届を提出したのは、東京の津村重舎だけであった。津村は憲政系と目されていたが、後述するような首相の斡旋で研究会入りをしたわけではなく、自らの意思で研究会入会をしたようである。

ともあれ多くの当選者は京阪神の岡崎らの呼びかけに応ずるかのようになり、各会派への入会届の提出を留保していた。こうしたなかで、16日午後4時、研究会は常務委員会を開催し対策を協議した。そこでは、各種の情報を総合すれば「多額の新団体ができないならば研究会には20名乃至は30名は議会開会までに入会するであろうと云うことに観測の一致を見た」²⁵⁾。

では、新団体結成の動きはどうなったのであろうか。

9月21日岡崎らは京都ホテルで協議会を開催した。その様子は不明であるが、それを受けてであろう、岡崎は上京し、9月27日正午、帝国ホテルに当選者有志を招待して懇談会を開いた。岡崎の他に参加したのは以下の10名である。山崎亀吉（東京）、津村重舎（東京）、

森平兵衛（大阪）、田村駒治郎（大阪）、尾崎元次郎（静岡）、若尾勤之助（山梨）、今井五介（長野）、田中一馬（京都）、浜口儀兵衛（千葉）、鶴沢宇八（千葉）。要は関西財界有志の呼びかけ人4名と上京しやすい関東・山梨・長野そして静岡の当選者が集まったのである。ここでは新党派結成に向けて活動するのではなく、問題が起こった時に集まって話し合いができるという程度が「穏当」であるとの意見が大勢を占めた²⁶⁾。こうして岡崎らの試みは出鼻を挫かれた形となった。

しかし、当選者たちはこの動きを無視したわけではなかった。2～30名の入会を予定していた研究会への入会を申し出るものは少なく、同会の幹部は次第に焦りの色を濃くし始めた。第51議会の召集を翌月に控えた、11月4日、『東京朝日』は「新多額団組織に政府遂に圧迫—研究会の抗議に余儀なくされて」との見出しを付け、この問題を次のように報じた。

研究会に入会を予約せる新多額議員の数は当初25、6名であつたが、内今日まで入会が確定したものは前会員の横山章氏ほか4名を除けば僅か7名に過ぎず他は凡て多額新団体の成行きを傍観して容易に去就を決しやうとしないので、研究会では水野野子を通じて政府に多額議員の研究会入会方の斡旋を促し、もし政府にて研究会の要望を充たすことが出来ないならば予てこのことを期待して出来た研究会の政府に対する関係も自ずから変化するであらうことをほのめかして政府を威かすところあつたので、政府も苦慮の結果、平塚東京府知事が曾て兵庫県知事として岡崎藤吉氏と知り合いの関係をたどり同知事をして岡崎氏を赤坂、宇佐美に招ぜしめ又同郷の関係を理由として塚本官長も同席、同官長から岡崎氏に対し多額議員の新団体組織は結構であるが、今日までの経過に徴しみるも思はしくないやうであるからこの上新団体に対する努力をなすも同じ結果であらうから、この際寧ろ同志に対し成否の回答を速やかにとつて問題の解決を急がなければ種々なる点において不利益を来すであらう、と談じ込みたるに対し、岡崎氏は一度企てたることを今日断念することは余りに意気地のないことであるから努力は怠らない考えであるが、政府の方も都合があることであらうから来る7日までに同志の入会勧誘は打ち切ることにしやう、と答え、塚本官長も之を諒とし、かくて3氏の会談も終り岡崎氏は最後の努力として同志きゆう合のために入会の見込みある多額議員に打電して新団体の加入に対する賛否をたしかめているが、今日までに確定的賛成返答をして来たものは尾崎基次郎（静岡）、田村駒治郎（大阪）、森平兵衛（大阪）、田中一馬（京都）、風間八左衛門（京都）、奥田亀造（鳥取）、松本勝太郎（広島）、森広三郎（福井）、西本健次郎（和歌山）、北村宗四郎（奈良）の諸氏に岡崎氏を加へ11名に過ぎず、この外の賛成者は先ず得られさうもないから岡崎氏等発起者側では来る7日すぎ大阪において右11名の同志と会合し各自今後の去就につき協議するやうになるであらう²⁷⁾。

要するに、研究会は陸軍政務次官として政府入りしている水野直を通して政府に圧力をかけ、新多額納税者議員の研究会入会の斡旋を政府に依頼したのである。しかし、水野は10月初旬にはすでに、「不熱心」であるとして加藤首相の対応ぶりに不満を抱き、陸軍政務次官の辞任を政府に対しちらつかせていた²⁸⁾。その後すなわち10月27日、水野とならぶ研究会の領袖・青木信光が、多額納税者議員問題を含めて加藤首相と話合った。水野はこの日「午後四時青木子首相面会、三件。一、多額、二、常務、三、支那」なるメモを残している²⁹⁾。

さらに1日において10月29日、水野自身も加藤首相と会っている。彼の懐中手帳に「12時加藤首相」³⁰⁾とある。

ところで、岡崎らの新会派結成の動きが多くの特許納税者議員の研究会入りにブレーキをかけているのは明らかであった。2人の研究会領袖から「威かく」³¹⁾された政府は、前兵庫県知事である平塚広義東京府知事と兵庫県出身の塚本清治内閣書記官長とを通じて、岡崎に対し新会派設立構想の撤回を迫った。これに対し岡崎は11月7日と期限を切って、この運動の収束を約した。

なお、新会派設立に賛同した10名であるが、静岡の尾崎を除き全員が近畿・中国出身者であり、4名が憲政会系、別の4名が中立、残り2名が政友会・政友本党系であった。この運動は与党憲政会系の関西財界人中心とも言えるが、主唱者の岡崎は政友本党系である。彼らが新会派結成に向け何を期待したのか、不明である。51議会開催以降、憲政会系の尾崎と松本が無所属派に、そして中立であった田中が公正会に入会して研究会と政治的に対峙した。他の6名すなわち田村、森、奥田、森広、西本、北村は岡崎と同様研究会に入会している。こうしてみれば、この新団体構想には確固とした理念があったわけではなさそうである。関西の財界人による、かつての実業倶楽部のような会派を岡崎は考えていたのかもしれない。

さて、11月3日午後3時、岡崎は加藤首相を官邸に訪れ首相と30分ほど会談した。この席で岡崎は新団体組織運動の経過と今後の見通しについて加藤首相に述べ、11月7日までに新団体組織の見込みがつかないのであれば、この運動を思いとどまる旨を伝えた。そして午後4時、松本忠雄首相秘書官がこれを受けて陸軍省に水野を訪ね、以上を水野に伝えた³²⁾。

結局、新団体＝新会派はできなかった。11月12日正午、大阪ホテルに関係者が集まり、この運動の打ち切りを決定した。

その前日、大阪でこの問題をめぐって関係者の協議会がもたれた。新団体組織の見込みがつかないまま、この運動の収束と新団体運動賛同者の去就が話し合われた模様である。11月11日水野は懐中手帳に次のように書きつけた。

「昨日大阪ニテ協議会○○○〔3字不明－引用者〕。少ナクトモ七名研究会入会ハ略キマル。アト三名十四日過キマル筈。京都田中氏マダキマラヌ湯地又安達氏ヨリ研究会ニ入会ス可ク尽力、マタ京都大沢善助ニ至急発電アリ・・・」³³⁾ここで言う7名とは、その後研究会に入会した岡崎、田村、森、奥田、森広三郎、西本そして北村のことかもしれないが、この点に関し水野のメモに興味深い記述がある。この運動が終盤を迎えたと思われる頃、水野は手帳の余白に次のように書付けている³⁴⁾。

尾崎 静岡、○森 福井、風間 京都、森 大阪、田村 大阪、田中 京都、岡崎 兵庫、松本 広島、○奥田 鳥取、以上署名

○二名ヲ首相カ呼ヒ話ヲ申達ス。

出席セシモ署名ヲ保留セリ。

若尾、鳴海、小林、田中〔村〕新吉、西本、佐々木

以上六名

横山、中村退席

退席した横山と中村を含む17名の当選者、それも新会派結成を目指す岡崎らが集められ

たか、または集まった折、何らかの文書に署名することがあり、新会派樹立を目指した尾崎、森（福井）、風間、森（大阪）、田村、田中、岡崎、松本、奥田ら9名は署名し、若尾ら6名は署名を留保した。9名が署名したのは新会派結成運動収束の合意書だったのであろうか。あるいはまた研究会への入会承諾書だったかもしれない。ともかく新会派結成運動の収束が正式に決定された（11月12日）後、この9名のうち尾崎、風間、田中、松本以外の5名は第51議会開会を前に研究会に入会している。それに先立ち森広三郎（福井）と奥田亀造（鳥取）は加藤首相に呼ばれ何事かが申し渡されたようである。特に奥田は憲政会系であり、加藤との面談の折には研究会入会について加藤より一言話があったに違いない。この奥田に対し水野は政友本党系の糸原（鳥根）と姻戚関係を結ばせることで、奥田を糸原と政治的に近づけ一体化させつつ、二人の研究会への取り込み・定着をはかった。「糸原氏 鳥根県、大木伯、・・・奥田ノセガレノヨメヲ糸原ヨリ貰フ事、奥田ヨリモ申シ運フ、奥田ト行動ヲ共ニス」³⁵⁾。

ところで、退席した横山と中村はともに被再選者であり、1期目はそれぞれ研究会、無所属派に属したが、51議会以降はともに研究会に所属している。この二人は研究会入会を約束した後の退席であったであろう。結局、尾崎以下4名はともに研究会以外の会派に入った。すなわち尾崎と松本は無所属派、田中は公正会にそれぞれ入会し、風間は何れの会派にも所属しなかった（純無所属）。こうしてみると、水野が、研究会への入会が「略キマル」とした7名とは尾崎、風間、田中、松本以外の新会派結成派の5名（森—福井、森—大阪、田村—大阪、岡崎—神戸、奥田—鳥取）と2名（横山章、中村円一郎）の被再選者であったと考えられる。要するに研究会側が新会派結成を目指したグループを切り崩したのである。

また、署名を留保した6名のうち、「小林」は長野の小林か三重の小林か特定できないが、長野の小林は政友系であり研究会に入会している。三重の小林は無所属で出馬して、その後反研究会の無所属派に所属した。若尾、西本、佐々木はその後ともに研究会に、鳴海は交友倶楽部、憲政会系の田村は憲政会系の会派・同成会にそれぞれ入会した。「アト三名」とは若尾、西本、佐々木のことであろう。

未定の「京都田中氏」とは田中一馬である。田中の亡父も多額納税者議員であり、田中は2代続けての貴族院議員である。彼は、父源太郎と近く、父の共同経営者と言ってもよい大沢善助までを動員して研究会入りを説得されたようである。しかし、田中一馬は男爵議員の会派である公正会にひとり入会した。男爵位をもたない公正会員は、後にも先にも田中以外にはいない。田中が同成会や無所属派ではなく、なぜ公正会に入ったか。また、公正会はその入会を認めたか。それぞれの理由は資料を欠き不明である。

さて、岡崎らが関係者に発送するという声明書には次のようにある。

我らの新運動は趣旨において多数の賛成を得たるも当選以前に政党その他の各方面と内約せる人もありその人々の信義も重んずる必要あり。一方貴院内の各派にも相当刺激を与へ革新の路を示すに至ったからある意味で反響があったものと認む。これ以上の運動は打ち切るを相当とすると認む³⁶⁾。

岡崎らが多額納税者議員による新会派—新団体組織の運動を開始したのは、選挙が終わり、結果が判明した翌日であった。もうその時点で多くの当選者が政党や各方面すなわち貴族院

各会派にたいし特定会派への入会を約束していたことを物語る文章である。岡崎らは政党と結びついた諸会派に新風を送り込もうとしたのであろうが、政府の「配分」もしくは幹旋と政府・与党ないし政党・貴族院会派連合による青田刈りの前には無力であった。

一度は頓挫していた、政府の幹旋が再開されたのはこの声明のすぐ後である。

その結果、この「多額議員の配属問題は加藤首相の手元で幹旋中であつたものも 26 日までに全部解決を見た」³⁷⁾。11 月 28 日付『読売』が報ずるところによれば、以下の多額納税者議員が加藤首相の幹旋でそれぞれの会派に所属することとなった。

研究会 9名

金子元三郎 (北海道)、本間千代吉 (群馬)、左右田喜一郎 (神奈川)、斎藤喜十郎 (新潟)、鶴沢宇八 (千葉)、森広三郎 (福井)、若尾勤之助 (山梨)、北村宗治郎 (奈良)、宇田友四郎 (高知)

交友倶楽部 4名

工藤八之助 (山形)、斎藤安雄 (埼玉)、森田福市 (広島)、林平四郎 (山口)

同成会 8名

橋本万右衛門 (福島)、津久井彦七 (栃木)、高広次平 (富山)、長尾元太郎 (岐阜)
田村新吉 (兵庫)、八木春樹 (愛媛)、沢田喜彦 (熊本)、平田吉胤 (大分)

無所属 3名

森本善七 (愛知)、小林嘉平次 (三重)、松本勝太郎 (広島)

加藤首相が幹旋したとされる上記の 24 名について、表 1 の党派欄において憲政会員もしくは憲政会系とされた人物に下線を引いた。研究会では 9 名中金子ほか 6 名 (先の奥田を入れると 10 名中 7 名) が、同成会では 8 名全員がそれぞれ憲政会員もしくは憲政会系である。同成会はもともと憲政会の会派であるから、首相の幹旋があったかどうかを別にしてもこの 8 名が同成会に入会したとしても何ら不思議ではない。

これに対し、前述したように 6 名もの憲政会員もしくは憲政会系の議員が政友会と政治的に近かった研究会に入るのはいかにも不自然である。水野直の陸軍政務次官就任を始めとする政務官問題において研究会が与党憲政会に協力したことをきっかけに政府に接近し、研究会は憲政会系の当選者に対し入会の勧誘をする旨政府に申し入れた際、若槻内相はできるだけの便宜をとりはかりたいと明言したようである³⁸⁾。それゆえ、選挙中から研究会が憲政会系候補者にも入会の勧誘をしていたと考えられる。

しかし、そればかりではないようである。今回政府が研究会に幹旋し所属させる人物は非憲政会の勅選議員や多額納税者議員に対抗して、研究会幹部を適宜操縦できる能力の持ち主でなければならない、との議論が憲政会内部の一部で行われていた³⁹⁾。金子ら 6 名の憲政会系の議員が、「自らの事業大事」⁴⁰⁾ で政府に接近しつつあった最大会派研究会に自らの意思で入会したというより、政府・憲政会が自らの代弁人としてこの 6 名を研究会に幹旋・配属したとも言える。言ってみれば、研究会の脱政友会と憲政会化とがはかられたのである。

なお、首相が入会を幹旋したという交友倶楽部所属の 4 名は全員が政友会員もしくは政友会系、同じく無所属派の 3 名は全員が無所属である。すくなくとも交友倶楽部については首相の幹旋の有無にかかわらず、彼らが交友倶楽部に入会することが従来では当たり前であり、順当であった。従ってこの 4 名が交友倶楽部に所属するに至ったことは格別に政治的な意味

があるわけではあるまい。

むすび

最も大規模な貴族院改革がなされた直後に実施された、第6回多額納税者議員通常選挙では、選挙期間中そして開票直後から各会派による激的な議員争奪がなされた。結果的に最大会派・研究会が多額納税者議員定数66名中32名とほぼ半数の議員を獲得した。

原内閣以来政友会と提携して来た研究会は、加藤高明に率いられた憲政会と対立を続けて来た。「苦節10年」の後実現した第1次加藤高明内閣の貴族院野党であった研究会であったが、憲政会単独内閣として第2次加藤高明内閣が成立すると、研究会は水野直ら4名が政務官として政権入りをするなど急速に政府＝憲政会に接近した。研究会は政友本党に加え、新たに政府・憲政会に働きかけることによりこの選挙で多数の当選者の入会を得ようとしたのである。他の会派、例えば政友会系の交友倶楽部は政友会と政友本党との提携による候補者中の当選者を研究会と折半することを両党に申し入れている。このように第6回多額納税者議員通常選挙では各会派は政党勢力と提携しつつ、また依存しつつ選挙戦を戦ったのである。

それにしても、選挙終了後、政府が当選者の会派所属について少なからず関与したことは特記されるべきであろう。すなわち、関西を中心に10名余りの多額納税者議員による新たな会派設立の動きがあったが、政府はその動きが拡大しないとみるやその動きにブレーキをかける⁴⁾と共に、再選議員以外の新議員たちに働きかけ、各会派への入会について斡旋をした。その結果9名の多額納税者議員が研究会に入会することになった。そのうちの6名が憲政会員もしくは憲政会系の議員であった。与党志向性が高い多額納税者議員たちが与党寄りを含め、最大会派・研究会に入会することは理解できようが、それにしても対立してきた憲政会系の議員がまとまって研究会に入会するとは注目すべきであろう。

ともあれ、政府の斡旋もあって、研究会、交友倶楽部、同成会はそれぞれ多額納税者議員が各会派総員に占める割合が20%をこえることになった。少なくともこの3つの会派にとって多額納税者議員の比重は形式的には高まったといえるであろう。

注

- 1) 拙稿「大正14年貴族院貴族院多額納税者議員選挙一埼玉県の場合」(掲掲『現代社会研究科研究報告』第9号、2013年刊、所収ならびに拙稿「大正14年貴族院多額納税者議員選挙とその当選者」『愛知淑徳大学紀要—交流文化学部篇—』第4号、2014年3月刊、所収)。
- 2) 多額納税者議員の会派については水野勝邦編『貴族院の政治団体と会派』(尚友倶楽部刊、1974年)、186～190ページを参照されたい。
- 3) 拙稿「大正14年貴族院貴族院多額納税者議員選挙とその当選者」にも同様な表を掲げた。この表について詳しくは上記拙論を参照されたい。
- 4) 大正14年9月13日付『読売』は「万年与党をねろう新多議連、事業大事から研究会え」と題し、「多年の慣習」と異なり、「憲政系」の議員が研究会入会を選択する傾向が出てきているが、同会が「万年政府党」であることに「彼等の深い利害関係が伴っている」と指摘している。
- 5) 無所属派は明治・大正期に3度成立し、3度解消している。研究会などの会派に属しない貴族院議員たちが、1890年代半ばに社交団体を組織したが、次第に政見を述べたりするようになった。あくまで会派というより社交団体であったが、星亨弾劾や宗教法案否決などをめぐり次第に纏まりのある行動をとるようになり、「無所属」と称せられるようになった。第1次無所属である。明治44(1911)年、清交会の男爵議員7名が同会を脱会し、「無所属」団に入会、さらに同年7月に実施された第4回男爵議員通常選挙にあたり当選した14名の男爵議員がこの無所属に参加するようになった。さらに多額納税者議員も参加するようになった。こうして、この社交団体は多様な議員を擁し元官僚の勅選議員主導で動く会派となった。これを第2次無所属と称した(水野勝邦『貴族院政治団体と会派』、社団法人尚友倶楽部刊、

- 1984年、191ページ)。
- 6) 大正14年11月21日付『東京朝日』夕刊。
- 7) いわゆる「親和会問題」「親和会騒動」とは、伯爵議員の団体庚寅倶楽部を糾合した研究会幹部の水野直が男爵界における公正会一協同会の支配体制を崩し、男爵議員全員の研究会糾合を目指して、公正会所属の20名余りの男爵議員を切り崩し、大正11年4月、新たに親和会を立ち上げたことを指す。研究会一尚友会と公正会一協同会は争ったが、水野らは協同会を思ったほど切り崩せないまま、次回の総選挙(大正14年7月)が近づいたことを考慮し両勢力に和解が成立した。この間、親和会は1回の議会を経験しただけで大正12(1923)年7月30日に解散したが、これらの男爵議員たちはすぐに公正会に戻らずに、一時的にせよ研究会に所属したのである。
- 8) 川辺真蔵『大乘の政治家水野直』(水野勝邦刊、1941年)、221ページ。
- 9) 同、226～227ページ。
- 10) 大正14年8月9日『読売』。
- 11) 第5回貴族院多額納税者議員通常選挙と研究会の対応については、拙著『大正デモクラシーの時代と貴族院』(成文堂、2005年刊)第4章「大正7年の貴族院多額納税者議員選挙」を参照されたい。
- 12) 9月2日付『読売』によれば、9月1日午後青木、水野、牧野がこの選挙について意見を交換した結果、2日から1週間牧野を長野・新潟両県に派遣し、候補者の応援と研究会への入会を勧誘することが決められた。
- 13) 大正14年9月9日付『東京朝日』。
- 14) 大正14年9月12日付『大阪毎日』夕刊。なお、池田が岡山に派遣された以外に東園基光が滋賀県に、前田利定が福井・富山に、牧野忠篤が広島・兵庫に、西大路吉光が愛媛・福岡、堀田正恒・酒井忠正が北海道・福島にそれぞれ派遣された(大正14年9月10日付『大阪毎日』)。
- 15) 大正14年9月30日付『東京朝日』。
- 16) 大正14年10月4日付『東京朝日』。
- 17) 大正14年8月29日付『読売』。
- 18) 大正14年9月15日『読売』。
- 19) 大正14年9月6日『東京朝日』。
- 20) 同
- 21) 表1「第6回多額納税者議員通常選挙当選者一覧」参照。
- 22) 大正14年9月14日付『東京朝日』。
- 23) 同。
- 24) 大正14年9月2日付『読売』。
- 25) 大正14年9月17日付『東京朝日』。
- 26) 大正14年9月28日付『東京朝日』。
- 27) 大正14年11月4日『東京朝日』。
- 28) 「松本剛吉政治日誌」(『大正デモクラシー期の政治』、岩波書店、1959年)、大正14年10月4日の条を参照。
- 29) 「大正14年水野直懐中手帳」(国会図書館憲政資料室所蔵『水野直関係文書』所収)大正14年10月27日の項。
- 30) 同、大正14年10月29日の項。
- 31) 大正14年11月4日『東京朝日』。
- 32) 大正14年11月4日『東京朝日』。
- 33) 前掲「大正14年水野直懐中手帳」大正14年11月11日の項。
- 34) 水野は「大正14年懐中手帳」の1月分の数ページすなわち1月7日から21日の項の余白に、多額納税者議員の会派所属問題に関するメモを残している。以下は1月6日から12日にかけてのページの余白におけるメモである。
- 35) 同、1月19・20日の項の余白メモ。
- 36) 大正14年11月14日『東京朝日』。
- 37) 大正14年11月28日付『読売』。
- 38) 大正14年9月6日付『東京朝日』。
- 39) 大正14年9月9日付『読売』。
- 40) 9月13日付『読売』。
- 41) 因みに、貴族院の同人たちによって刊行された月刊誌『青票白票』第35号(1936年発行)所載記事(社団法人尚友倶楽部編復刻版262ページ所収)「多額納税者議員と会派」に、岡崎らは「・・・数回の寄合をしたが一般の賛成はむづかしく、政府筋も資本家の団結とみられて面白くない様に云ふし、11月の初めにこの運動は打ち切られて・・・」とある。